

就労証明書に関する FAQ

Q. 就労証明書の用紙はどこでもらえるか。	A. 伊賀市役所本庁2階保育幼稚園課及び各支所、各保育所（園）にて配布しています。また、伊賀市のホームページからもダウンロードしていただけます。
Q. 就労証明書は誰に記入してもらえばよいか。	A. 就労先の事業所で記入していただいでください。自営業の方はご自身で記入してください。
Q. 就労証明書は手書きで作成しないといけないのか。	A. 伊賀市のホームページにも様式を掲載しているので、エクセルファイルをダウンロードして作成していただくこともできます。
Q. 就労証明書への記載を誤ってしまった場合、どうしたらよいか。	A. 原則、発行元事業所にて改めて作成していただくことになります。
Q. パートとして就労しているが月によって勤務時間が異なる場合はどのように就労時間を記入すればよいか。	A. 1ヶ月あたりの平均就労時間を1日の勤務時間とし、週あたりの平均勤務日数に1日の就労時間をかけて週あたりの就労時間を記入してください。
Q. 勤務がシフト制のため、日によって勤務時間が異なる場合はどのように就労時間帯を記入すればよいか。	A. 就労時間（変則就労の場合）に主となるシフトの就労時間を記入してください。
Q. 雇用期間が〇ヶ月更新となっている場合、雇用（予定）期間等はどのように記入すればよいか。	A. 雇用日もしくは雇用契約更新後の初日を就労開始日とし、次回の雇用契約更新の日を契約満了日として記入してください。
Q. 働き始めたばかりで実績がない場合、就労実績の欄はどのように記入すればよいか。	A. 就労予定や就労開始直後で実績がない場合は今後の就労見込みで記入してください。
Q. 育休復帰のタイミングで、直近の就労実績がない場合は見込みで記入すればよいか。	A. 育休復帰の場合は直近の実績（産前休暇に入る前の直近3ヶ月の実績）を記入してください。
Q. 育児休業に関する項目の記入は必要か。	A. 現在育児休業中である場合は記入が必要です。復職予定日も合わせて記入してください。
Q. 育児のための短時間勤務や部分休業勤務等を利用している場合はどうしたらよいか。	A. 項目「12」を全て記入して下さい。部分休業勤務の場合も同様に記入していただき、項目「14」の備考欄に部分休業中の旨を記入してください。
Q. 家族が自営業をしていて、そこで就労している場合はどうすればよいか。	A. 自営業主となる方に就労証明書を記入してもらってください。また、自営業主となる方の源泉徴収票または確定申告書の写しを添付してください。

	い。
Q. 自営業だが不景気で利益がなかったため、確定申告をしていない。従業員は自分だけで源泉徴収票もない場合は何を添付すればよいか。	A. 市・県民税の申告書の写しを添付してください。
Q. 最近自営業を始め、まだ確定申告や市・県民税の申告もしていない場合は何を添付すればよいか。	A. 開業後1年未満の場合は開業届の写しを添付してください。
Q. 業務の成果がわかる資料とは何を提出すればよいか。	A. 自身が就労していることが証明できる書類です。例えば契約書や出荷伝票、ホームページのコピー等、業務の成果が確認できるものになります。
Q. 自営で農業をしている場合、添付書類は何かが必要となるか。	A. 就労証明書、確定申告書の写し等をご提出いただきます。 専従者として従事されている場合は就労証明書、農林業等専従申告書、タイムスケジュールを提出してください。
Q. 家族（実家を含む）が経営している会社や農業等を手伝っており、労働しているが給与が発生していない場合は給与支給実績の欄にどのように記入すればよいか。	A. 給与が発生していない場合、原則就労としてみなすことができませんので、求職活動として認定をすることになります。しかし労働の内容の確認のため、就労証明書とタイムスケジュールの申告書も記入の上、合わせて提出してください。 また、訪問やお電話にて就労状況等の確認をさせていただきます場合があります。